

◆委員間討議について（第 13 条関係）

○特別委員会における運用について（予算・決算を除く）

*政策立案に向けて委員間討議を実施する（すでに実施済み）。

○委員会における運用について

*必要に応じて、討論の前に委員間討議を行う。（下記参照）

【審査の流れ】

○委員会開催日の 2 日前（委員間討議の申し出）

常 任	委員間討議を求める場合、委員は、原則として委員会開催日の 2 日前（午後 5 時）までに付託議案（市長提出議案・議員提出議案・請願）や所管事務の案件について、具体的な論点を示して委員間討議の申し出を行う。
予算・決算	委員間討議は総括質疑の後、実施することとし、委員間討議を求める場合、理事は、原則として全体会議に係る理事会において、付託議案について、具体的な論点を示して委員間討議の申し出を行う。

○委員会当日

I 質疑・質問（又は総括質疑）



II 必要に応じて、委員間討議を行う。

- 委員間討議を行うことについて諮る。→（実施しない場合）

委員間討議を行うことについて、委員の過半数の合意が得られる場合

- 【委員間討議を実施する場合】

論点ごとに委員間討議を行うことを通じて、合意できる点がないか討議する。

⇒（例）議案等の場合、付帯決議、閉会中の継続審査等

- 委員間討議の運営について

*委員の発言時間の制限は行わない。

*委員間討議の時間

常 任	◆一議題につき、30 分以内とする。 ※議題 ①市長提出案件、②議員提出議案、③請願
予算・決算	◆所管事務については、30 分以内とする。 全体で 30 分以内とする。

なお、討議時間は、委員長において、弾力的に運用することとする。

*原則として、理事者への質問は不可とする。

III 討論



IV 採決

※常任委員会については、①市長提出案件及び所管事務、②議員提出議案、③請願をそれぞれ議題とし、上記 I から IV を繰り返す。

※平成 25 年 5 月定例会において試行する。

ただし、問題等が発生した場合は、その都度、議会運営委員会において協議する。